

事務連絡
平成26年10月6日

全国B型肝炎訴訟北海道弁護団
ご担当者様

音更町議会事務局

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書について

このことにつきまして、別添のとおり本町議会にて可決されました意見書（写）
を送付いたします。

（総務課総務係）

T E L 0155・42・2111

（内線 252）

F A X 0155・42・3575

意見案第3号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成26年10月3日

提出者

議員 佐藤和也

賛成者

議員 平山 隆

同 堀江美夫

同 真田健男

同 長沢広茂

同 中橋信之

同 後藤良勝

音更町議会議長 小野信次様

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める要望意見書

平成18年6月、最高裁判所は北海道内のB型肝炎患者がB型肝炎ウイルスに感染した原因が、注射針・筒を連続使用した集団予防接種にあるとして国の損害賠償を求めた裁判において国の責任を認め、この最高裁判決に基づき、平成23年6月28日には、国（厚生労働省）と全国B型肝炎訴訟原告団、弁護団との間で国の責任を認める基本合意が成立し、現在では、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が成立している。

また、薬害C型肝炎についても、平成20年1月15日に、国（厚生労働省）と薬害肝炎全国原告団、弁護団との間で国の責任を認める基本合意が成立し、現在では、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」が成立している。

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

国費によるウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

前記特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされているが、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなってしまっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウィルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を見直し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

北海道河東郡音更町議会議長 小野信次

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 宛て